

新型コロナウイルス感染症

支援策パンフレット

《 第 2 版 》

令和2年9月23日



三 沢 市

新型コロナウイルス感染症対策支援室

目次

個人を対象とした支援 … P4 ～ P15

子育て世帯への臨時特別給付金	4
「ふるさと三沢」大学生等応援給付金	5
傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険）	6
住居確保給付金	7
緊急小口資金特例貸付	8
総合支援資金	9
「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』	10
保険税（料）の減免（国民健康保険・後期高齢者医療保険）	11
子ども医療費	12
国民年金保険料の納付猶予等	12
市営住宅使用料の減免又は徴収の猶予	13
介護保険料減免	14
コロナの影響で中止等されたイベントに関する寄付金控除	15

個人および事業者の方を対象とした支援 … P16 ～ P17

市税の徴収猶予の「特例制度」	16
上下水道料金等の支払いの猶予	17
三沢市プレミアム付飲食券	17

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援 … P18 ～ 36

持続化給付金	18
雇用調整助成金（特例措置）	19
（第2次）三沢市経済対策支援助成金	20
（第3次）三沢市経済対策支援助成金（拡充分）	21
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	22
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	23
小規模事業者持続化補助金	23

IT 導入補助金	24
固定資産税の軽減措置	25
経営安定化サポート資金「経営安定枠」	26
災害対策緊急資金（セーフティネット4号保証）	27
新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット5号保証）	28
新型コロナウイルス対応緊急資金（危機関連枠）	29
新型コロナウイルス感染症対応資金 （セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証）	30
農林漁業セーフティネット資金	31
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	32
経営体育成強化資金	33
家賃支援給付金	34
新型コロナウイルス感染症特別貸付	35
新型コロナウイルス対策マル経融資	35
（商工組合中央金庫による）危機対応融資	36
特別利子補給制度（実質無利子）	36

新型コロナウイルス感染症相談窓口… P37

こころのケア相談… P37

新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口… P38

新型コロナ対策サポートナビ… P38

個人を対象とした支援

(内閣府)

子育て世帯への臨時特別給付金	
概要	児童手当を受給する子育て世帯に対し、対象児童1人につき1万円を臨時特別給付金として支給します。
対象者	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の支給を受ける方。 ※特例給付の支給を受けている方は対象にはなりません。(所得制限限度額以上の所得者(児童1人当たり月額5千円が支給される方))
支援内容	対象児童1人につき1万円
手続方法	公務員以外の方は原則申請は不要です。 本給付金の給付を辞退される方は、令和2年6月10日までに「給付金受給拒否の届出書」の提出が必要になります。 ※公務員の方は、所属庁から案内があります。 職場から配布される申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に証明を受けたうえで基準日時点(令和2年3月31日、新高校1年生の場合は令和2年2月29日)の住所地へ申請してください。
申請期間	令和2年11月30日まで(公務員の方のみ)
問い合わせ	市民生活部 市民課 管理係【電話番号:0176-53-5111(内線237)】

個人を対象とした支援

(三沢市)

「ふるさと三沢」大学生等応援給付金	
概要	「ふるさと」三沢市を離れて大学等で学ぶ学生が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日常の活動が大きく制限され、学業の継続が困難になることが見込まれる学生に対し、大学生等応援給付金を支給します。
対象者	【受給対象】 次の①～③の要件を満たす学生が対象 ①市内の小学校または中学校を卒業し、かつ、市内に住所を有するまたは有していた学生。 ②学校教育法に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校4学年以上、専修学校専門課程、または学校教育に類する教育を行う教育施設に申請日時点で在学している学生（予備校含む）。 ③保護者について…保護者は三沢市に住民登録があり、令和2年4月27日時点で三沢市住民基本台帳に登録されていること。また、学生を扶養していること。
支援内容	1人10万円給付
必要なもの	② 「ふるさと三沢」大学生等応援給付金申請書 ② 学生の在学（在籍）証明書（令和2年5月1日以降に発行されたもの）、学生証の写し、健康保険証の写し ③ 申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証と年金手帳） ④ 振込先となる学生等の通帳等の写し
手続方法	申請書は、市ウェブサイト新型コロナウイルス関連情報からご覧いただき、ダウンロードするか、市教育委員会窓口（三沢市役所別館3階）でお受け取りください。感染症対策のため、申請は可能な限り郵送でお願いします。
申請期間	令和2年5月25日（月）～9月30日（水）まで（当日消印有効）
問い合わせ	三沢市 教育委員会 生涯学習課 【電話番号：53-5111（内線369, 379, 386, 293）】

個人を対象とした支援

(三沢市・青森県後期高齢者医療保険)

傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険）	
概要	新型コロナウイルス感染症に感染（感染疑い含む）した者の療養中の生活保障を行います。
対象者	被用者である者で国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染（感染疑い含む）したことにより、労務に就くことができず、その期間の給料等の全部又は一部を受けることができなかった方。
支援内容	直近3カ月の平均賃金（日額）×2/3×日数 ※平均賃金（日額）の上限は健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級による額の30分の1とします。 ※支給対象日数 当該理由により労務に就くことができなくなった日から起算し、3日を経過した日から労務に就くことができない期間のうち、就労を予定していた日 ※適用期間 令和2年1月1日から令和2年9月30日
必要なもの	申請書
手続方法	申請書に必要事項を記入し国保年金課へ提出（郵送可）
申請期間	令和2年7月から令和2年12月28日まで
問い合わせ	市民生活部 国保年金課【電話番号：53-5111（内線239）】

個人を対象とした支援

(三沢市)

住居確保給付金	
対象者	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にあり、住居を喪失した又は住所を喪失するおそれのある世帯
支援内容	支給額の上限： 単身世帯 30,000円 2人世帯 36,000円 3～5人世帯 39,000円 6人世帯 42,000円 7人以上世帯 47,000円 支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能） 支給方法：大家等へ代理納付
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・住居確保給付金申請書・住居確保給付金申請時確認書・本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票・戸籍謄本の写し）・離職・休業の確認ができる書類・世帯全員の給料明細等、事業主の方は収支表など（収入のわかるもの）・世帯全員の全通帳・公共料金の請求書や領収書（直近3ヶ月分）・印鑑 ※申請者によって違いがあるため、ご相談時にお伝えします。
手続き方法	まず、電話・FAX・電子メールにてご相談ください。（現在、感染予防のため、窓口での面談を縮小しておりますので、ご協力ください。）
その他	その他にも収入基準や金融資産など要件があります。詳しくはお問い合わせください。
申請期間	随時
問い合わせ	三沢市福祉部生活福祉課 生活困窮自立支援相談窓口 【電話：0176-51-8770】（土日・祝日は除く）

個人を対象とした支援

(三沢市社会福祉協議会)

緊急小口資金特例貸付	
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計の維持のための貸付を必要とする世帯
支援内容	一世帯あたり 10 万円以内 (特に必要と認められる場合※は、一世帯あたり 20 万円以内) ※特に必要と認められる場合の例 ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき ② 世帯員に要介護者がいるとき ③ 世帯員が 4 人以上いるとき ④ 世帯員に i 又 ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休校した小学校等に通う子 ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子 ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき 据置期間：1 年以内 償還期限：2 年以内 貸付利子・保証人：無利子・不要 (2 年を超えると延滞利子年 3.0%) ※低所得世帯・障害者世帯・高齢者に限定しない。
必要なもの	・借入申込書 ・運転免許証・健康保険証などの身分証明書のコピー ・住民票の写し(世帯全員分)※コピー不可 ・在留カード・特別永住者証明書のコピー(外国籍の方) ・申込者本人の通帳(表紙と口座名義人の名前がカタカナで記載されているページ)※振込先となります。 ・借用書 ・重要事項説明書 ・収入の減少状況に関する申立書
手続方法	事前に三沢市社会福祉協議会へ電話にてご相談ください。 【電話：0176-53-3422】(土日・祝日は除く)
申請期間	令和 2 年 12 月 28 日まで
問い合わせ	三沢市社会福祉協議会【電話：0176-53-3422】(土日・祝日は除く) ※貸付の基本的な内容についての問い合わせは厚生労働省コールセンターもご利用下さい。 「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」 【電話：0120-46-1999】 受付時間：9:00~21:00 (土日・祝日含む)

個人を対象とした支援

(三沢市社会福祉協議会)

総合支援資金	
対 象 者	新型コロナウイルスの影響を受け、失業や収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
支 援 内 容	<p>貸付上限額</p> <p>単身世帯 月 15 万円以内</p> <p>二人以上世帯 月 20 万円以内</p> <p>貸付期間：原則 3 か月以内</p> <p>償還期限：据置期間を 1 年以内とし 10 年以内に償還</p> <p>貸付利子・連帯保証人：無利子・不要（10 年を超えると延滞利子年 3.0%）</p> <p>※低所得世帯・障害者世帯・高齢者に限定しない</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の減少状況に関する申立書 ・借入申込書 (特例緊急小口資金の貸付を受けられている方) <ul style="list-style-type: none"> ・特例緊急小口資金の「貸付決定通知」の写し ・特例緊急小口資金の振込口座と異なる口座への送金を希望される場合は、申込者本人の通帳のコピー（表紙と口座名義人の名前がカタカナで記載されているページ） (特例緊急小口資金の貸付を受けられていない方) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、健康保険証などの身分証明書のコピー ・住民票の写し（世帯全員分）※コピー不可 ・在留カード、特別永住者証明書のコピー（外国籍の方） ・申込者本人の通帳のコピー（表紙と口座名義人の名前がカタカナで記載されているページ）※振込先となります。
手 続 方 法	<p>事前に三沢市社会福祉協議会へ電話にてご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">【電話：0176-53-3422】（土日・祝日は除く）</p>
申 請 期 間	令和 2 年 12 月 28 日まで
問 い 合 わ せ	<p>三沢市社会福祉協議会【電話：0176-53-3422】（土日・祝日は除く）</p> <p>※貸付の基本的な内容についての問い合わせは厚生労働省コールセンターもご利用下さい。</p> <p>「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」</p> <p>【電話：0120-46-1999】 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）</p>

個人を対象とした支援

(文部科学省)

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』	
概要	新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。
対象者	国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校(日本語教育機関を含む) (家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているもの)
支援内容	【支給金額】 ・住民税非課税世帯の学生 20万円 ・上記以外の学生等 10万円
必要なもの	・学生支援緊急給付金申請書 ・誓約書 ・その他支給要件を満たすことを証明する書類
手続方法	文部科学省ホームページに掲載されている様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、定められた期限までに必要書類を在学学校へ提出してください。
申請期間	令和2年5月19日以降、順次各大学等において受付を開始します。 (申請締切日を在学学校に必ず確認し、募集時期を逃さないように注意してください。)
問い合わせ	不明な点は在学する学校にお問い合わせください。

個人を対象とした支援

(三沢市・青森県後期高齢者医療保険)

保険税（料）の減免（国民健康保険・後期高齢者医療保険）	
概要	保険税（料）の減免を行います。
対象者	<p>新型コロナウイルス感染症により、下記に該当する方。</p> <p>①主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った場合。</p> <p>②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ次の要件をすべて満たす場合。</p> <p>(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（損害賠償等で補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>(2) 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>(3) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得</p> <p>以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>
支援内容	<p>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険税（料）について減免基準に応じた割合を減額又は免除する。</p> <p>①世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒全額免除</p> <p>②世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方（所得制限有） ⇒保険税（料）の一部を免除</p>
必要なもの	申請書、前年の確定申告（写し）、帳簿など今年の収入のわかる書類、印鑑
手続方法	申請書に必要事項を記入し国保年金課へ提出（郵送可）
申請期間	令和2年7月から令和3年3月31日まで
問い合わせ	市民生活部 国保年金課【電話番号：0176-53-5111（内線239）】

個人を対象とした支援

(三沢市)

子ども医療費	
概要	受給資格証の更新手続きの簡略
対象者	受給資格証の更新が未申請の方
支援内容	従来、窓口にて受付していた子ども医療費受給資格証の更新手続きを簡略化し、対象保護者へ直接郵送にて交付する。
必要なもの	--
手続き方法	--
申請期間	令和2年7月から
問い合わせ	市民生活部 国保年金課【電話番号：0176-53-5111（内線298）】

(三沢市・日本年金機構)

国民年金保険料の納付猶予等	
概要	国民年金保険料の納付猶予など
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった方で令和2年2月以降の所得が免除基準相当になることが見込まれる方
支援内容	国民年金保険料の免除・納付猶予
必要なもの	申請書、所得申立書（臨時特例用）、所得が分かる書類（給与明細書等）、認印
手続き方法	申請書と所得申立書を記入し、国保年金課又は八戸年金事務所に提出（郵送可）
申請期間	令和2年5月から受付開始 令和2年2月分から令和3年6月分までの申請
問い合わせ	市民生活部 国保年金課 八戸年金事務所 国民年金課 TEL：0178-44-1742

個人を対象とした支援

(三沢市)

市営住宅使用料の減免又は徴収の猶予	
対象者	市営住宅にお住まいの方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した方
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響で解雇や離職等により、収入が著しく減少したため、市営住宅使用料の納付が困難な場合、減免または徴収猶予の負担軽減措置を受けられることがあります。 ※収入額によっては、減免等を受けられない場合があります。
必要なもの	申請者によって違いがあるため、ご相談時にお伝えします。
手続方法	電話にてお早めにご相談ください。
申請期間	随時
問い合わせ	三沢市 建設部 建築住宅課 【電話番号:0176-53-5111(内線260、263)】

個人を対象とした支援

(三沢市)

介護保険料減免															
概 要	介護保険料の減免														
対 象 者	<p>65 歳以上の介護保険第 1 号被保険者で新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①及び②に該当する方。</p> <p>① 世帯の主たる生計維持者の令和 2 年の事業収入等のいずれかの減少額（保険損害賠償等による補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。</p> <p>② 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が 400 万円以下であること。</p>														
支 援 内 容	<p>令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているものが減免の対象となります。</p> <p>【表 1】で算出した対象保険料額に、【表 2】の世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免対象保険料額（$A \times B / C$）\times減額又は免除の割合（D）＝保険料減免額</p> <p>【表 1】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">対象保険料額 = $A \times B / C$</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A : 当該第一号被保険者の保険料額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額</td> </tr> </table> <p>【表 2】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合（D）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200 万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>200 万円以上であるとき</td> <td>10 分の 8</td> </tr> </tbody> </table>	対象保険料額 = $A \times B / C$		A : 当該第一号被保険者の保険料額		B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額		C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額		世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	減額又は免除の割合（ D ）	200 万円以下であるとき	全部	200 万円以上であるとき	10 分の 8
対象保険料額 = $A \times B / C$															
A : 当該第一号被保険者の保険料額															
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額															
C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額															
世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	減額又は免除の割合（ D ）														
200 万円以下であるとき	全部														
200 万円以上であるとき	10 分の 8														
必要なもの	申請書、本人確認書類（免許証等）、印鑑（認め可）、帳簿等の収入が減少したことがわかる書類														
手 続 方 法	申請書に必要事項を記入し介護福祉課窓口へ提出（郵送可）														
申 請 期 間	令和 2 年 7 月から令和 3 年 3 月 31 日まで														
問 い 合 わ せ	三沢市 福祉部 介護福祉課【電話番号：0176-51-8773】														

個人を対象とした支援

国税庁（税務署）

コロナの影響で中止等されたイベントに関する寄附金控除	
概要	新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇（減税）を受ければ、チケット代の一部が還付金として戻ってきます。
対象者	チケット払戻しを受けない（放棄する）ことを選択した方
支援内容	「寄附」合計額から2,000円を引いた額の40%分に当たる金額が、所得税から減税（税額控除方式の場合） E x . 10,000円のチケット代金を払い戻さずに寄附をすることとした場合、最大で3,200円が減税
必要なもの	・イベントのチケット ・イベント主催者が発行する「指定行事証明書」「払戻請求権放棄証明書」
手続方法	①主催者などがイベントの指定を受けた旨を公表 ②主催者に払戻しを受けない意思を連絡 ③ 主催者から2種類の証明書を受領 ④ 翌年2月中旬～3月中旬に確定申告
申請期間	翌年2月中旬～3月中旬（税務署にて確定申告）
問い合わせ	文化庁 税制担当 ： 03-5253-4111（内線：4764） スポーツ庁 税制担当 ： 【観戦チケットの払戻しについて】 03-5253-4111（内線：2686） ： 【イベント参加料の払戻しについて】 03-5253-4111（内線：2688）

個人および事業者の方を対象とした支援

(三沢市)

市税の徴収猶予の「特例制度」	
概 要	<p>◆新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになりました。</p> <p>◆担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。</p> <p>◆対象となる市税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税など、すべての税目が対象となります。</p> <p>(注) 税金が免除になるものではありません。猶予を受けた税金は、猶予期間の終了する日までに納付する必要があります。</p>
対 象 者	<p>◆以下の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象になります。</p> <p>① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。</p> <p>② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 「困難であること」の判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金や生活資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し対応します。</p>
支 援 内 容	<p>◆対象税目の納期限から1年間納税の猶予が認められます。</p> <p>◆猶予期間中の延滞金は免除になります。</p>
手 続 方 法	<p>◆以下の①②③を税務課までご提出ください</p> <p>① 徴収猶予申請書</p> <p>② ・財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合） ・財産目録及び収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円以上の場合）</p> <p>③ 申請書のほか、昨年同時期と収支の状況を比較できる資料や現金、預金の状況が分かる資料 (例) 事業収支を記した帳簿、給与明細、預金通帳のコピーなど</p> <p>◆最近（二か月程度）の国税や社会保険料の納税の猶予申請書及び猶予許可通知書の写しが提出されれば、記載の省略や審査の簡略化が可能です。</p> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限り郵送でご提出いただきますようお願いいたします。なお、申請書等の様式は、市ホームページでダウンロードできるほか、税務課でもご用意しております。</p>
申 請 期 間	<p>◆以下の①②のいずれかの日までに申請が必要です。</p> <p>①納期限が令和2年6月30日まで → 納期限まで</p> <p>②納期限が令和2年7月1日以降 → 各期別の納期限</p>
問 い 合 わ せ	<p>三沢市財務部税務課収納係 【電話番号：0176-53-5111（内線163・164）】</p>

個人および事業者の方を対象とした支援

(三沢市)

上下水道料金等の支払いの猶予	
概要	水道使用者から申し出があった場合、収入の減少状況を聞き取り最長4か月支払いを猶予します。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一時的に水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の支払いが困難な方
支援内容	水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の支払いを最長4か月猶予します。 ※上下水道料金等の減額や支払いを免除するものではないので、ご注意ください。
必要なもの	ご連絡の際は、お手元に水道使用水量等のお知らせ(検針票)や納入通知書をご用意願います。
手続き方法	感染防止の観点から窓口での相談は差し控えてさせていただきますので、電話でご連絡ください。
申請期間	令和2年4月8日～
問い合わせ	三沢市水道お客さまセンター 電話：0176-51-2373 受付：平日の午前8時15分から午後5時まで

(三沢市)

三沢市プレミアム付飲食券	
概要	新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている市内の飲食事業者への支援と、市民への生活支援及び消費喚起を目的として、プレミアム率40%(5,000円の支払いで7,000円分の利用可能)の飲食券を販売します。
対象者	どなたでも購入できます。
支援内容	7,000円分の飲食券が5,000円で購入できます。
必要なもの	令和2年9月1日～令和2年9月25日までは先行販売期間となり、1世帯につき1冊のみの購入になります。その際先行販売用はがきが必要になります。
申請期間	令和2年9月1日～売り切れまで
問い合わせ	三沢市商工会 電話：0176-53-2175

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（経済産業省）

持続化給付金	
対象者	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業収入が前年同月比▲50%以上の中小企業・団体および個人事業主
支援内容	事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金を給付 法人：200万円 個人事業主：100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・確定申告書類・2020年分の対象月の売上台帳等・通帳の写し・本人確認書の写し
手続方法	持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請。 電子申請を行うことが困難な方のために、完全事前予約制とする「申請サポート会場」を開設。
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日
問い合わせ	持続化給付金事業コールセンター【電話：0120-115-570】 IP電話等【電話：03-6831-0613】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（厚生労働省）

雇用調整助成金（特例措置）	
対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用主（農林水産業含む）
支 援 内 容	<p>コロナウイルスの影響を受ける事業者が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成</p> <p>特例期間：令和2年4月1日から6月30日</p> <p>助成率：中小企業 4/5 以上、大企業 2/3 以上</p> <p>※解雇を伴わない場合は中小企業 9/10、大企業 3/4</p> <p>※教育訓練を実施した場合は、助成金の加算があります。</p> <p>中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円</p> <p>※中小企業が都道府県知事から休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は休業手当全体の助成率が 100%</p> <p>※その他、中小企業が解雇等を行わず、賃金の 60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を 100%</p>
必要なもの	<p>計画届に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 1 号 (1) 休業等実施計画（変更）届 ・ 様式特第 4 号 雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書 ・ 確認書類① 休業協定書 ・ 確認書類② 事業所の規模を確認する書類 <p>支給申請に必要な書類（休業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式特第 6 号 支給要件確認申立書・役員等一覧 ・ 様式特第 9 号または 12 号 休業・教育訓練実績一覧表 ・ 様式特第 8 号または 11 号 助成額算定書 ・ 様式特第 7 号または 10 号 （休業等）支給申請書 ・ 確認書類① 労働・休日の実績に関する書類 ・ 確認書類② 休業手当・賃金の実績に関する書類
手 続 方 法	計画届の提出や支給申請先は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークとなります。（郵送可）
申 請 期 間	支給申請期限は「支給対象期間」の末日の翌日から起算して 2 か月以内です。すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和 2 年 6 月 30 日までは、事後に提出することが可能です。
問 い 合 わ せ	ハローワーク三沢【電話：0176-53-4178】 （申請支援）三沢市商工会【電話：0176-53-2175】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（三沢市）

（第2次）三沢市経済対策支援助成金	
概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、売上高等が減少し、事業経営に大きな影響を受けている事業者を支援
対象者	<p>1. 市内に店舗・事業所を有する法人及び個人事業者のうち、下記業種に該当する事業主</p> <p>(1) 漁業操業者、宿泊業(ホテル、民宿等)、タクシー・運転代行業、学習支援業(学習塾、教養・技能教室、自動車学校等)</p> <p>(2) 卸売業・小売業、生活関連サービス業(洗濯業、理容、美容(エステ・ネイル等含む)、公衆浴場、旅行業、冠婚葬祭業、スポーツ施設提供業等)</p> <p>※(2)に掲げる業種においては、3～5月中のひと月の売上(前年同月比)が20%以上減少した事業主に限る。</p>
支援内容	1事業主あたり20万円(2事業所以上経営する事業主には40万円)
必要なもの	<p>1. 申請書(市HPからダウンロード可能)</p> <p>2. 登記事項証明書、開業届等の営業が確認できる書類</p> <p>3. 直近の確定申告書控えの写し又は決算書</p> <p>4. 対象者(2)の業種は、3～5月中のひと月の売上と前年同月の売上がわかる書類(売上台帳等)</p> <p>5. 振込先口座情報がわかるもの(通帳の表紙、見開き1、2ページ目の写し)</p> <p>6. 本人確認書類の写し(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等)</p> <p>※個人事業者の方のみ</p> <p>7. 納税証明書(直近1年間分)</p> <p>※項目は個人及び法人の住民税のみで構いません。</p>
手続方法	「予約による時間指定制」：電話予約のうえ、窓口申請とします。
申請期間	令和2年9月25日(金)まで(平日9時～16時)
問い合わせ	三沢市新型コロナウイルス感染症対策支援室【電話：0176-58-0518】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

(第3次) 三沢市経済対策支援助成金 (拡充分)	
概 要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、売上高等が減少し、事業経営に大きな影響を受けている事業者を支援
対 象 者	農林畜産業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・水道業、情報通信業、運送業、金融・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、持ち帰り・配達飲食サービス業、娯楽業、医療・福祉、(複合)サービス業 ※(3~12月中のひと月の売上(前年同月比)が20%以上減少した事業主に限る。
支 援 内 容	1事業者あたり20万円
必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書(市HPからダウンロード可能) 2. 登記事項証明書、開業届等の営業が確認できる書類 3. 直近の確定申告書控えの写し又は決算書 4. 3~12月中のひと月の売上と前年同月の売上がわかる書類(売上台帳等) 5. 振込先口座情報がわかるもの(通帳の表紙、見開き1、2ページ目の写し) 6. 本人確認書類の写し(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等) ※個人事業者の方のみ 7. 納税証明書(直近1年間分) ※項目は個人及び法人の住民税のみで構いません。
手 続 方 法	「予約による時間指定制」: 電話予約のうえ、窓口申請とします。
申 請 期 間	令和3年2月26日(金)まで(平日9時~16時)
問 い 合 わ せ	三沢市新型コロナウイルス感染症対策支援室【電話: 0176-58-0518】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	
対象者	臨時休校などにより、子どもの世話をを行うことが必要となった従業員に対し、有給休暇を取得させた企業や、休業した個人事業主
支援内容	新型コロナウイルス感染症への対応として小学校等が臨時休業した場合に、その保護者である従業員に有給休暇を取得させた企業や、休業した個人事業主に対する助成 助成率：企業の場合は休暇中に支払った賃金相当額（上限は日額 8,330 円） 個人事業主の場合は定額 4,100 円
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・支給申請書・有給休暇取得確認書・支給要件確認申立書
手続方法	申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。
申請期間	令和 2 年 9 月 30 日まで
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 【電話：0120-60-3999】 （申請支援）三沢市商工会【電話：0176-53-2175】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（経済産業省）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	
対象者	市内中小企業・小規模事業者
支援内容	新製品開発、サービス開発、生産プロセス改善のための設備投資等に対する補助金 小規模事業者：2/3、中小企業：1/2、上限1,000万円
必要なもの	事業計画書 など
手続方法	申請は、電子申請システムでのみ受付。 本補助金の申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要。アカウントの取得には最大2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。
申請期間	随時募集あり
問い合わせ	全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局サポートセンター 【電話：050-8880-4053】 三沢市商工会【電話：0176-53-2175】

（経済産業省）

小規模事業者持続化補助金	
対象者	小規模事業者
支援内容	販路開拓や業務効率化の取り組みに必要な機器装置費、広報費、専門家謝礼金、委託費等に対する補助金 補助率：2/3、上限50万円（コロナ対応を行う場合は100万円）
必要なもの	申請書 など
手続方法	提出資料を「都道府県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局」に提出してください。 ※本事業の電子申請に際しては、補助金申請システム（名称：Jグランツ）が利用できます。
申請期間	随時募集あり
問い合わせ	三沢市商工会【電話：0176-53-2175】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（経済産業省）

I T 導入補助金	
対 象 者	市内中小企業、小規模事業者
支 援 内 容	I T ツール導入により業務効率化を行うためのソフトウェア、導入関連経費に対する補助金 補助率：1/2（コロナ対応を行う場合は 2/3）、上限 30～450 万円
必要なもの	（一社）サービスデザイン推進協議会にお問い合わせください。
手 続 方 法	電子申請画面『申請マイページ』より行います。
申 請 期 間	随時募集あり
問 い 合 わ せ	（一社）サービスデザイン推進協議会【電話：0570-666-424】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（三沢市）

固定資産税の軽減措置	
概要	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者、小規模事業者の令和3年度の償却資産・事業用家屋の固定資産税を軽減します。
対象者	●資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ●資本金又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人又は個人
支援内容	令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の事業収入と前年度同期間と比較 ●30%以上50%未満減少 価格を1/2に軽減 ●50%以上減少 価格を全額軽減
必要なもの	●特例申告書（国から様式が示され次第お知らせします。） ●認定経営革新等支援機関等（※）が認定した証明書 ※税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関 詳細は中小企業庁ホームページで確認出来ます。
手続き方法	税務課へお問い合わせ下さい。
申請期間	令和3年1月31日
問い合わせ	三沢市財務部税務課資産税係 【電話番号:0176-53-5111(内線166・167)】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（青森県）

経営安定化サポート資金「経営安定枠」	
対象者	<p>原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当するとして、商工会会長又は商工会議所会頭の推薦を受けた方。</p> <p>① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの</p> <p>② 売掛債権回収の長期化、売掛債権の回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じているもの</p>
支援内容	<p>○融資条件</p> <p>1. 融資限度額 4,000万円</p> <p>2. 資金使途 運転資金</p> <p>3. 融資利率 取扱金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率（下限1.4%）</p> <p>4. 融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>5. 信用保証料 原則年0.45%～1.90%</p> <p>6 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない</p>
必要なもの	<p>県内に本店又は支店を有する金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）へお問い合わせ下さい</p>
手続方法	<p>県内に本店又は支店を有する金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）へお問い合わせ下さい</p>
申請期間	<p>県内に本店又は支店を有する金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）へお問い合わせ下さい</p>
その他	<p>融資利率について、「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減。</p>
問い合わせ	<p>県内に本店又は支店を有する金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）</p>

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（三沢市）

災害対策緊急資金（セーフティネット4号保証）	
対象者	1年以上継続して事業を行っており、直近1か月の売上高が前年同月比▲20%以上、かつその後2か月を含む3か月の売上高が前年同期▲20%以上となることが見込まれる事業者（1年未満の事業者も要件を満たせば対象）
支援内容	運転資金および設備資金に対する政府系金融機関融資、または民間金融機関が行う青森県または市の制度融資 例） 融資限度額：普通保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8,000万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：0.9% 保証料率：0.9%
必要なもの	申請書、売上帳、確定申告書の写し、履歴証明書等
手続方法	専用の認定申請書を産業観光課へ提出して下さい。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）
申請期間	令和2年2月18日～令和2年12月1日
その他	要件確認のため、市の認定が必要。
問い合わせ	・ 県内金融機関 ・ 青森県信用保証協会【電話：017-723-1354】 ・ （認定先）三沢市経済部産業観光課【電話：0176-53-5111】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（三沢市）

新型コロナウイルス対応緊急資金 （セーフティネット5号保証）	
対象者	直近3か月の売上高（見込み額でも可）が、前年同月比▲5%以上の事業者（1年未満の事業者も要件を満たせば対象） ※業種指定あり（指定業種は、経済産業省中小企業庁のホームページでご確認ください。）
支援内容	運転資金および設備資金に対する民間金融機関が行う青森県または市の制度融資 例） 融資限度額：普通保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8,000万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：1.2% 保証料率：0.75%
必要なもの	申請書、売上帳、確定通知書の写し、履歴証明書等
手続方法	専用の認定申請書を産業観光課へ提出して下さい。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）
申請期間	令和2年2月6日～令和3年1月31日
その他	要件確認のため、市の認定が必要。
問い合わせ	・ 県内金融機関 ・ 青森県信用保証協会【電話：017-723-1354】 ・ （認定先）三沢市経済部産業観光課【電話：0176-53-5111】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（三沢市）

新型コロナウイルス対応緊急資金（危機関連枠）	
対象者	直近1か月の売上高が前年同月比▲15%以上、かつその後2か月を含む3か月の売上高が前年同期▲15%以上となることが見込まれる事業者（1年未満の事業者も要件を満たせば対象）
支援内容	運転資金および設備資金に対する民間金融機関が行う青森県または市の制度融資 例） 融資限度額：普通保証・セーフティネット保証とは別枠で、 有担保2億円、無担保8,000万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：新規1.1%、借換1.7% 保証料率：0.8%
必要なもの	申請書、売上帳、確定通知書の写し、履歴証明書等
手続方法	専用の認定申請書を産業観光課へ提出して下さい。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）
申請期間	令和2年2月1日～令和3年1月31日
その他	要件確認のため、市の認定が必要です。
問い合わせ	・ 県内金融機関 ・ 青森県信用保証協会【電話：017-723-1354】 ・ （認定先）三沢市経済部産業観光課【電話：0176-53-5111】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（三沢市）

新型コロナウイルス感染症対応資金 （セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証）	
対象者	セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証の認定を受けた事業者
支援内容	<p>運転資金および設備資金に対する民間金融機関が行う青森県または市の制度融資</p> <p>例） 融資限度額：3,000万円（セーフティネット保証枠、危機関連保証枠いずれかの枠を使用）</p> <p>融資期間：10年以内（据置5年以内）</p> <p>利率：0.9%</p> <p>保証料率：0.85%（経営者保証免除対応1.05%）</p>
必要なもの	お問い合わせ下さい。
手続方法	<p>専用の認定申請書を産業観光課へ提出して下さい。</p> <p>（認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）</p>
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月31日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・要件確認のため、市の認定が必要です。 ・個人事業主（売上高▲5%以上）：保証料および利子全額補給 ・小・中規模事業者（売上▲5%以上）：保証料1/2補給 ・小・中規模事業者（売上▲15%以上）：保証料および利子全額補給 <p>※条件変更に伴う追加保証料は事業者負担</p>
問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県内金融機関 ・青森県信用保証協会【電話：017-723-1354】 ・（認定先）三沢市経済部産業観光課【電話：0176-53-5111】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（日本政策金融公庫及び金融機関）

農林漁業セーフティネット資金	
対 象 者	<p>主業農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している、または来すおそれがある方</p> <p>（注）主業農林漁業者等とは</p> <p>個人：農（林漁）業に係る所得が総所得の過半を占めている方、または農（林漁）業に係る粗収益が200万円以上の方</p> <p>法人：農（林漁）業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、または農（林漁）業に係る売上高が1,000万円以上の方</p>
支 援 内 容	<p>農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金</p> <p>利 率：実質無利子（融資当初5年間（林業者は融資当初10年間））</p> <p>返済期間：10年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>融資限度額：【一般】1,200万円</p> <p> 【特認】年間経営費等の12/12</p> <p> ※簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。</p>
必要なもの	下記問い合わせ先へご相談ください。
手 続 方 法	下記問い合わせ先へご相談ください。
申 請 期 間	随時
問 い 合 わ せ	<p>青森県団体経営改善課 農業団体指導グループ【電話：017-734-9459】</p> <p>青森県水産振興課 水産経営グループ【電話：017-734-9588】</p>

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（日本政策金融公庫及び金融機関）

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	
対 象 者	認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた方）であって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方
支 援 内 容	<p>農業経営改善計画の達成に必要な次の資金（新型コロナウイルス感染症の影響により必要なものに限り、）ただし、経営改善資金計画書を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、その他の経営費 ○施設・機械の取得 <p>利 率：実質無利子（融資当初5年間）</p> <p>返済期間：25年以内（うち据置期間10年以内）</p> <p>融資限度額：【個人】3億円（特認6億円）</p> <p> 【法人】10億円（特認20億円（一定の場合30億円））</p> <p>※法人の特認のご利用に際して、民間金融機関からの資金調達等の要件があります。</p>
必要なもの	下記問い合わせ先へご相談ください。
手 続 方 法	下記問い合わせ先へご相談ください。
申 請 期 間	随時
問 い 合 わ せ	青森県団体経営改善課 農業団体指導グループ【電話：017-734-9459】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（日本政策金融公庫及び金融機関）

経営体育成強化資金	
対 象 者	<p>主業農業者等であって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方</p> <p>（注）主業農業者等とは</p> <p>個人：農業に係る所得が総所得の過半を占めている方、または農業に係る粗収益が200万円以上の方</p> <p>法人：農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、または農業に係る売上高が1,000万円以上の方</p>
支 援 内 容	<p>経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な次の資金（新型コロナウイルスの影響により必要なものに限り、）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、利用料の一括払い等 ○施設・機械の取得 <p>利 率：実質無利子（融資当初5年間）</p> <p>返済期間：25年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>融資限度額：負担額の80%かつ個人1億5,000万円、法人・団体5億円の範囲内</p>
必要なもの	下記問い合わせ先へご相談ください。
手 続 方 法	下記問い合わせ先へご相談ください。
申 請 期 間	随時
問 い 合 わ せ	青森県団体経営改善課 農業団体指導グループ【電話：017-734-9459】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

家賃支援給付金	
対象者	5月から12月において ①いずれか1か月の売上高が前年同月比50%以上減少した事業者 ②連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少した事業者
支援内容	申請日の直前1か月以内に支払った賃料などをもとに算定された法人で最大600万円、個人事業主で最大300万円を給付。
必要なもの	お問い合わせください。
手続き方法	お問い合わせください。
申請期間	令和3年1月15日まで
問い合わせ	中小企業庁・家賃支援給付金窓口【電話：0120-653-930】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス感染症特別貸付	
対象者	直近1か月の売上高が前年または前々年同期比▲5%以上の事業者 （前年の実績がない事業者でも過去3か月比等で適用可能）
支援内容	運転資金・設備資金に対する融資 融資限度額：中小事業3億円、国民事業6,000万円 融資期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 利率：中小企業1.11%（当初3年は0.21%） 国民事業1.36%（当初3年は0.46%）
必要なもの	日本政策金融公庫または三沢市商工会にお問い合わせください。
手続き方法	日本政策金融公庫または三沢市商工会にお問い合わせください。
申請期間	日本政策金融公庫または三沢市商工会にお問い合わせください。
その他	国が実質無利子となる利子補給制度を創設
問い合わせ	日本政策金融公庫 八戸支店【電話：0178-22-6274】 三沢市商工会【電話：0176-53-2175】 三沢市経済部産業観光課【電話：0176-53-5111】

（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス対策マル経融資	
対象者	直近1か月の売上高が前年同月比▲5%以上の小規模事業者
支援内容	運転資金および設備資金に対する融資 融資限度額：1,000万円（通常分と別枠） 融資期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 利率：1.21%（当初3年は0.31%）
必要なもの	日本政策金融公庫または三沢市商工会にお問い合わせください。
手続き方法	日本政策金融公庫または三沢市商工会にお問い合わせください。
申請期間	日本政策金融公庫または三沢市商工会にお問い合わせください。
その他	国が実質無利子となる利子補給制度を創設
問い合わせ	日本政策金融公庫 八戸支店【電話：0178-22-6274】 三沢市商工会【電話：0176-53-2175】 三沢市経済部産業観光課【電話：0176-53-5111】

事業者の方（個人事業主も含む）を対象とした支援

（商工組合中央金庫）

（商工組合中央金庫による）危機対応融資	
対象者	直近1か月の売上高が前年同月比▲5%以上の小規模事業者 （前年の実績がない事業者でも過去3か月比等で適用可能）
支援内容	運転資金および設備資金に対する融資 融資限度額：3億円 融資期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 利率：1.11%（当初3年は0.21%）
必要なもの	商工組合中央金庫にお問い合わせください。
手続き方法	商工組合中央金庫にお問い合わせください。
申請期間	商工組合中央金庫にお問い合わせください。
その他	国が実質無利子となる利子補給制度を創設
問い合わせ	商工組合中央金庫 相談窓口【電話：0120-542-711】

（日本政策金融公庫）

特別利子補給制度（実質無利子）	
対象者	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方。 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高15%以上減少 ① 中小企業者：売上高20%以上減少
支援内容	上記要件を満たす事業者に対して実質無利子となる利子補給を実施 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限： （日本政策金融公庫等）中小事業1億円、国民事業3千万円 （商工中金）危機対応融資1億円
必要なもの	お問い合わせください。
手続き方法	お問い合わせください。
申請期間	随時
その他	令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った方について、対象者となる条件を満たせば、遡及適用が可能。
問い合わせ	中小企業金融・給付金相談窓口【電話：0570-783183】

新型コロナウイルス感染症相談窓口

相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ・発熱等の風邪症状がみられるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等の風邪症状がみられるときは、毎日体温を測定して記録しておく。

相談・受診の目安

「帰国者・接触者相談センター」に相談いただく目安は次のとおりです。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方(※)や妊婦さんで、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状がある場合
- ※高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。個人差がありますので、強い症状と思う場合には、すぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話番号 0120-123-801 (フリーダイヤル)

受付時間 平日・土日・祝日 24時間対応

帰国者・接触者相談センター連絡先(上十三保健所)

電話番号 0176-22-3510

受付時間 平日 8時30分～17時15分

新型コロナウイルス感染症等健康相談

三沢市保健相談センター連絡先

電話番号 0176-57-0707

受付時間 平日 8時15～17時00分 ※土日・祝日を除く

その他の相談窓口

厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)

電話番号 0120-56-5653

受付時間 平日・土日・祝日 9時00分～21時00分

こころのケア相談

三沢市に住民登録のある本人または家族を対象に、こころの健康において、精神的な問題や悩みを抱えているご本人とご家族に対して、市保健師による支援。毎月1回、各相談日において対応。その他、随時の健康相談でも対応しています。

① 電話相談 8時30分～16時30分

② 面接相談 8時30分～16時30分の間に予約制(前日までに予約)

こころのケア相談専用電話

【電話：0176-57-0029】

三沢市健康推進課(保健相談センター内)【電話：0176-57-0707】

新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口

- 日本政策金融公庫 青森支店 017-734-2511 (中小企業事業)
017-723-2331 (国民生活事業)
弘前支店 0172-36-6303
八戸支店 0178-22-6274
- 商工中金 青森支店 017-734-5411
八戸支店 0178-45-8811
- 青森県信用保証協会 017-723-1354
- 青森県よろず支援拠点 017-721-3787
- 青森県中小企業団体中央会 017-777-2325
- 各商工会議所、青森県商工会連合会

新型コロナ対策サポートナビ

※支援策検索にご活用下さい。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) for COVID-19 support. The page features a navigation menu with options like 'News Release', 'Meetings', 'Conferences', 'Statistics', and 'Policies'. The main content area is titled '新型コロナ対策サポートナビ' and includes a breadcrumb trail: 'ホーム > 新型コロナウイルス感染症関連 > 新型コロナ対策サポートナビ'. Below the title, there are three tabs: 'あなたの事業' (Your Business), '支援の内容' (Support Content), and '活用できる施策' (Applicable Measures). The 'あなたの事業' tab is selected, leading to a section titled 'あなたの事業をお選びください' (Please select your business). This section contains three large blue buttons with white icons representing different business sizes: '中小・小規模企業' (Small and Medium Enterprises), '中堅企業' (Mid-sized Enterprises), and '大企業' (Large Enterprises). At the bottom of the page, there is a footer with the date '最終更新日: 2020年6月10日' and a row of social media icons for Twitter, Facebook, YouTube, Instagram, and RSS.